

令和 7 (2025) 年 4 月 25 日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課
課長 小野 博史 様

介護福祉士養成大学連絡協議会
会長 宮内 寿彦



「介護教員講習会」について (要望)

日頃から本会の活動等にご理解とご指導・ご助言をいただき、深く感謝を申し上げます。

さて、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号(昭和 62 年厚生省令第 50 号)および社会福祉士介護福祉士学校指定規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成 13 年厚生労働省告示第 241 号)により定められております「介護教員講習会」につきまして、下記の 2 点を要望いたしますので、ご検討等をいただきたくお願い申し上げます。

記

- (1) 「四年制大学において教育に関する科目を履修のうえ卒業し、介護福祉士国家資格を取得した者」は、介護福祉士として 3 年間の実務経験を有することをもって、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第五条第六号に規定される「専任教員課程修了者等」として認めていただけるよう要望します。
 - ・わが国の介護の質を高めるためには、介護福祉士の養成教育における新たな仕組みと道筋を創ることが重要であると考えられます。その一環として、介護福祉士養成施設である四年制大学を卒業して介護福祉士となった者が円滑に介護教員となる仕組みが必要だと考えられます。あわせて、二年制が基本である介護福祉士養成施設(専門学校等)を卒業して介護福祉士になった者とは異なる優位性(アドバンテージ)を、四年制介護福祉士養成大学において教育に関する科目を履修のうえで卒業した者に対して創っていただくようお願いいたします。
 - ・看護師や理学療法士・作業療法士は、四年制大学で教育に関する科目の履修等を行うことにより、看護教員講習会や専任教員講習会等を受講することなしに看護教員あるいは専任教員となることができる仕組みになっています。これと同様の仕組みを介護教員についても創っていただきたいと要望する次第です。
- (2) 今後、貴省において介護教員講習会のあり方を検討する機会があれば、本会の役員もしくは会員を委員等に加えていただくよう要望します。
 - ・介護教員講習会のあり方については、令和 4 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)「適切な介護教員講習会のあり方に関する調査研究事業」において調査研究が進められ、報告書が発表されています。今後これを基にしながら、貴省において介護教員講習会のあり方に関する検討が行われる際には、その委員等にも本会の役員等を加えていただくよう要望する次第です。

以 上

〈本件担当者〉介護福祉士養成大学連絡協議会 事務局長
十文字学園女子大学人間生活学部教授 山口 由美
連絡先 yumiy@jumonji-u.ac.jp 048-477-0555(代表)

十文字学園女子大学人間生活学部准教授 二瓶 さやか
連絡先 snihe@jumonji-u.ac.jp